

# 公益社団法人砂防学会会員規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人砂防学会（以下「この法人」という。）の会員の入・退会、会費等会員に関する必要な事項を定めることを目的とする。

## (入会)

第2条 正会員、賛助会員、学生会員及び購読会員として入会しようとする者は、別紙様式1の入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。

(1) この法人の会員であった者である場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。

(2) 暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。

3 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、別紙様式2入会決定可否通知書により、入会申込者及び所属支部に通知しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、名誉会員の入会については、理事会が総会に推薦し、総会の承認を受けた後、本人に通知する。

## (会員資格の発生)

第3条 会員資格は、入会承認の通知があった日から発生する。

## (会費)

第4条 会費は、会員の種別に応じて次のとおりとする。

種 別	年 額
正 会 員	9,000 円（自動振込会員は、8,500円）
賛助会員	
特級	90,000 円
1 級	50,000 円
2 級	40,000 円
3 級	30,000 円
学生会員	3,000 円
購読会員	6,000 円

2 事業年度の途中で入会した者の会費は、前項の金額を全額納付とする。

## (会員名簿)

第5条 会長は、会務を適正、円滑に執行するため、会員名簿を作成し事務局に備え置き、適切に管理しなければならない。

2 会員名簿は会員種別ごとに整理する。

- 3 会長はその記載事項に変更があった場合にはすみやかに調整するものとする。
- 4 会長は、定款第40条3に基づき、一般の閲覧用の名簿を別途作成し、主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならない。
- 5 会員名簿には氏名及び住所を、また、前項の一般の閲覧用の名簿には氏名のみを記載するものとする。

(届出内容の変更)

第6条 会員は、第2条第1項の入会申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに別紙様式3の変更届を会長に提出しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、別紙様式4の退会届を事務局に提出することでいつでも退会することができる。退会届を受理したときは、事務局長は会員名簿から抹消し、かつ、所属支部にその旨を通知する。

(除名)

第8条 会長は、定款第9条の規定により会員を除名したときは、当該会員であった者に別紙様式5の除名通知書を送付しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 定款第10条第1号および第3号に規定する会員資格喪失理由で会員が資格を喪失するにいたったときは、会長は、当該会員であった者に別紙様式6の会員資格喪失通知書を送付しなければならない。

(変更)

第10条 この規程は、定款第6条及び第7条の規定により、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

本規程は、平成26年4月1日から施行する。

本規程は、平成28年8月3日から施行する。

本規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 公益社団法人砂防学会入会申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 砂 防 学 会 会 長 殿

平成 年度より、貴学会の事業に賛同し、入会いたします。

会員種別 ※ 該当箇所に○印をつけて下さい。

- A. 正会員
- B. 賛助会員 特級 ・ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級
- C. 学生会員
- D. 購読会員

ふりがな \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

自宅住所 〒 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

勤務先名 \_\_\_\_\_ 所属部課 \_\_\_\_\_

勤務先住所 〒 \_\_\_\_\_

勤務先電話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

e-mail アドレス \_\_\_\_\_

所属希望支部 (いずれかに○をつけて下さい) 北海道 東北 関東 信越

東海 関西 中四国 九州 支部参加を希望しない

学会誌発送先 (どちらかに○をつけて下さい。)

自宅 ・ 勤務先

公益社団法人 砂防学会事務局  
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4  
砂防会館内  
TEL : (03)3222-0747  
FAX : (03)3230-6759  
振替貯金口座 : 口座番号 00160-5-85776  
(口座名 : 公益砂防学会)  
銀行口座 : みずほ銀行 麹町支店 普通 1492035  
(口座名義 : 公益社団法人砂防学会)

## 公益社団法人砂防学会入会可否決定通知書

平成 年 月 日

〇〇〇〇殿

平成〇年〇月〇日付の公益社団法人砂防学会の入会申込は、平成〇年〇月〇日に開催された理事会において定款第6条の規定により「〇承認 〇否認」されたので通知します。

会員種別 \_\_\_\_\_

会員番号 \_\_\_\_\_

公益社団法人砂防学会

会 長 〇 〇 〇 〇 ⑩

別紙様式3

公益社団法人砂防学会入会申込書

### 届出内容の変更届

平成 年 月 日

公益社団法人 砂 防 学 会 長 殿

下記の通り変更届を提出します

(変更後の内容をご記入ください。)

ふりがな \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

自宅住所 〒 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

勤務先名 \_\_\_\_\_ 所属部課 \_\_\_\_\_

勤務先住所 〒 \_\_\_\_\_

勤務先電話 \_\_\_\_\_ 内線 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

e-mail アドレス \_\_\_\_\_

所属希望支部 (いずれかに○をつけて下さい) 北海道 東北 関東 信越 \_\_\_\_\_

東海 関西 中四国 九州 支部参加を希望しない \_\_\_\_\_

学会誌送付先 勤務先 自宅 (いずれかひとつに○をして下さい。)

会員番号 \_\_\_\_\_ (学会誌送付の際の宛名ラベルに記入されています。)

送付先 〒102-0093 千代田区平河町2-7-4 砂防会館内  
公益社団法人 砂防学会 事務局  
TEL : 03-3222-0747  
FAX : 03-3230-6759  
E-mail : sabou@js5.so-net.ne.jp

## 公益社団法人砂防学会退会届

平成 年 月 日

公益社団法人 砂 防 学 会 会 長 殿

本日をもって公益社団法人砂防学会を退会します。

- A. 正会員
- B. 賛助会員      特級 ・ 1級 ・ 2級 ・ 3級
- C. 学生会員
- D. 購読会員

ふりがな \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

会員番号 \_\_\_\_\_

自宅住所 〒 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

勤務先名 \_\_\_\_\_ 所属部課 \_\_\_\_\_

勤務先住所 〒 \_\_\_\_\_

勤務先電話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

e-mail アドレス \_\_\_\_\_

## 公益社団法人砂防学会除名通知書

平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

平成○年○月○日に開催された公益社団法人砂防学会総会において、  
定款第9条の規定により、貴殿を以下の理由で除名することになりました。  
た。

なお、既納の会費については返還しません。

除名理由

公益社団法人砂防学会

会 長 ○ ○ ○ ○ 印

## 公益社団法人砂防学会会員資格喪失通知書

平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

平成○年○月○日に開催された公益社団法人砂防学会総会において、  
定款第10条に規定する、理由○○により、貴殿の公益社団法人砂防学会  
の会員資格が喪失したことを通知します。

なお、既納の会費については返還しません。

公益社団法人砂防学会

会 長 ○ ○ ○ ○ 印